

令和7年5月1日から

盛土等には知事の許可が必要になります。

鹿児島県では令和7年5月1日(木)に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく規制区域を指定し、盛土等の許可制度を開始します。

どんな工事が許可対象なの？

盛土・切土・土石の仮置きのうち、対象規模に該当するものは、許可・届出が必要です。



対象規模は県HPをご覧ください。

規制区域はどの範囲？

鹿児島県は「**県内全域**(※1)」を次の規制区域のいずれかに指定します。

- **宅地造成等工事規制区域**
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
- **特定盛土等規制区域**
市街地や集落などから離れているものの、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等



※1 鹿児島市内は鹿児島市で指定を行います。
※2 各市町村の区域図は鹿児島県HPをご覧ください。

盛土を安全に保つ責務

過去に行われた盛土等も含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。

今行っている工事も、これから行う工事も手続きが必要です。

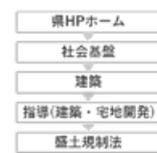
詳しくは鹿児島県HPをご確認ください。

5月1日より前に規制対象工事に着手している方は

5月22日までに **区域指定時着手工事届出**が必要となります。

5月1日以降に規制対象工事に着手する方は

許可・届出が必要となります。



QRコード



問合せ先 鹿児島県 土木部 監理課 盛土対策室 TEL 099-286-3695 E-mail morido@pref.kagoshima.lg.jp

令和7年度 慰霊巡拝の実施予定について

令和7年度における慰霊巡拝についてお知らせします。

参加対象遺族の範囲及び選考基準など関係書類については、役場保健福祉課にご連絡ください。

【実施地域と県の内申締切日】

インドネシア	4月23日(水)
東部ニューギニア	4月30日(水)
カザフスタン共和国	5月9日(金)
トラック諸島	5月14日(水)
ウズベキスタン共和国	5月23日(金)
硫黄島(第1次)	7月上旬
パラオ諸島	8月26日(火)
フィリピン(1班)(2班)(3班)	8月15日(金)
硫黄島(第2次)	9月下旬
ミャンマー	未定

※実施予定時期、期間、募集人員については、地域ごとに異なりますのでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

役場保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111

「令和7年全国戦没者追悼式」参列遺族の募集

全国戦没者追悼式への参列を希望される遺族の方を募集します。

【期日】

令和7年8月15日(金)
※前日からの団体行動になります。

【場所】

日本武道館(東京都千代田区)

【対象者】

戦没者の遺族、一般戦災死没者の遺族
(空襲により亡くなった方など)
※鹿児島県内に住民登録をしている遺族に限ります。
※過去に参列したことがない方を優先します。

※「次世代への継承」という観点から「18歳未満の遺族」についても募集します。

【申込期間】

令和7年5月1日(木)
～5月30日(金)

【募集人員】

未定

※申込み多数の場合は、選考をおこないます。

【申込先】

保健福祉課 社会福祉係

【お問い合わせ先】

保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111
県庁社会福祉課 調査援護係
☎099-286-2828

【その他】

状況により、今後変更になる可能性があります。